

# 環境物品等の調達に関する基本方針

平成15年2月

この印刷物は環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満足する古紙配合率 100%、白色度 70%程度以下の非塗工印刷用紙を使用しています（古紙は、新聞古紙等の市中回収用紙を 100%原料として使用）。



## 目 次

1 . 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向.....	1
2 . 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項.....	3
3 . その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項.....	5
別 記.....	7
1 . 定 義.....	7
2 . 紙 類.....	7
3 . 文具類.....	10
4 . 機器類.....	14
5 . OA機器.....	15
5 - 1 コピー機等.....	15
5 - 2 電子計算機.....	20
5 - 3 プリンタ等.....	22
5 - 4 ファクシミリ.....	25
5 - 5 スキャナ.....	26
5 - 6 磁気ディスク装置.....	27
5 - 7 ディスプレイ.....	29
5 - 8 シュレッダー.....	30
6 . 家電製品.....	32
6 - 1 電気冷蔵庫等.....	32
6 - 2 テレビジョン受信機.....	34
6 - 3 ビデオテープレコーダー.....	36
7 . エアコンディショナー等.....	38
7 - 1 エアコンディショナー.....	38
7 - 2 ガスヒートポンプ式冷暖房機.....	41
8 . 照明.....	42
8 - 1 蛍光灯照明器具.....	42
8 - 2 蛍光管.....	44
9 . 自動車等.....	45
9 - 1 自動車.....	45
9 - 2 I T S 対応車載器.....	51
10 . 制服・作業服.....	52
11 . インテリア・寝装寝具.....	53
11 - 1 カーテン.....	53
11 - 2 カーペット.....	54
11 - 3 毛布等.....	55
11 - 4 ベッド.....	56
12 . 作業手袋.....	58
13 . その他繊維製品.....	59
13 - 1 テント・シート類.....	59
13 - 2 防球ネット.....	60
14 . 設備.....	61
15 . 公共工事.....	62
16 . 役務.....	76
16 - 1 省エネルギー診断.....	76
16 - 2 印刷.....	77
16 - 3 食堂.....	78
16 - 4 自動車専用タイヤ更生.....	79



## 環境物品等の調達に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

### 1．国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

#### (1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成5年法律第91号）第24条〔環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進〕及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条〔再生品の使

用の促進」の趣旨に則るものである。

## (2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が必要となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染・水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、WTO政府調達協定（特に同協定第6条技術仕様の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

## 2．特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

### (1) 基本的考え方

#### ア．判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

#### イ．判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

#### ウ．特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

## エ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

- (2) 各特定調達品目及びその判断の基準等  
別記のとおり。

- (3) 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針で特定調達品目として取り上げたものは少数にとどまるが、特定調達物品等を用いて提供される役務なども環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関においては、これら環境負荷の低減に資する役務についても積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。



### 3．その他環境物品等の調達に関する重要事項

#### (1) 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者(各省庁等にあつては局長(官房長)相当職以上の者)とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

#### (2) 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関のすべての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

#### (3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、調達実績を的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要が公表されることにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

#### (4) 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

#### (5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者をはじめとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

#### (6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、既存の情報を十分に活用して、できる限り環境負荷の低減に資する物品等を調達することが有効である。また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。



## 別記

### 1. 定義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」:	本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。
「配慮事項」:	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項

### 2. 紙類

#### (1) 品目及び判断の基準等

##### 【情報用紙】

コピー用紙	<p>【判断の基準】 古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p>【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
フォーム用紙	<p>【判断の基準】 古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクジェットカラープリンター用塗工紙	<p>【判断の基準】 古紙配合率70%以上であること。 塗工量が両面で20g/m<sup>2</sup>以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m<sup>2</sup>とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

OCR用紙	<p>【判断の基準】 古紙配合率50%以上であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m<sup>2</sup>以下であること。ただし、片面の最大塗工量は8g/m<sup>2</sup>とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ジアゾ感光紙	<p>【判断の基準】 古紙配合率70%以上であること。 塗工量が両面で20g/m<sup>2</sup>以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m<sup>2</sup>とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

【印刷用紙】

印刷用紙 (カラー用紙を除く)	<p>【判断の基準】 古紙配合率70%以上であること。 塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
印刷用紙(カラー用紙)	<p>【判断の基準】 古紙配合率70%以上であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

【衛生用紙】

トイレ トイレット ペーパー	【判断の基準】 古紙配合率100%であること。
ティッシュ ペーパー	【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

### 3. 文具類

#### (1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p><b>【判断の基準】</b>  ○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。  プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。  木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。  紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  ○製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の判断の基準を適用する。</p>
シャープペンシル	<p><b>【配慮事項】</b>  残芯が少ないこと。</p>
シャープペンシル替芯	〔容器に適用〕
ボールペン	<p><b>【配慮事項】</b>  芯が交換できること。</p>
マーキングペン	<p><b>【配慮事項】</b>  消耗品が交換又は補充できること。</p>
鉛筆	
スタンプ台	<p><b>【配慮事項】</b>  インク又は液が補充できること。</p>
朱肉	
印章セット	<p><b>【配慮事項】</b>  液が補充できること。</p>
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔巻紙(スリーブ)又はケースに適用〕
ステープラー	<p><b>【配慮事項】</b>  再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ	
事務用修正具(テープ)	<p><b>【配慮事項】</b>  消耗品が交換できること。</p>
事務用修正具(液状)	〔容器に適用〕

クラフトテープ	<p>【判断の基準】 テープ基材については古紙配合率40%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
粘着テープ（布粘着）	<p>【判断の基準】 テープ基材については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p>
両面粘着紙テープ	<p>【判断の基準】 テープ基材については古紙配合率40%以上であること。</p>
製本テープ	〔テープ基材に適用〕
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	<p>【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	〔容器に適用〕
鉛筆削(手動)	<p>【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
OAクリーナー(ウェットタイプ)	<p>〔容器に適用〕</p> <p>【配慮事項】 内容物が補充できること。</p>
OAクリーナー(液タイプ)	
レターケース	
メディアケース(FD・CD・MO用)	
マウスパッド	
OAフィルター(デスクトップ(CRT・液晶)用)	

丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	
カッティングマット	【配慮事項】 マットの両面が使用できること。
デスクマット	
OHP フィルム	【判断の基準】 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。
絵筆	
絵の具	〔容器に適用〕
墨汁	〔容器に適用〕
のり（液状）	〔容器に適用〕
のり（澱粉のり）	【配慮事項】 内容物が補充できること。
のり（固形）	〔容器・ケースに適用〕
のり（テープ）	【配慮事項】 消耗品が交換できること。
ファイル	【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー	【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
ファイリング用品	
アルバム	
つづりひも	
カードケース	
事務用封筒（紙製）	【判断の基準】 古紙配合率40%以上であること。
窓付き封筒（紙製）	【判断の基準】 古紙配合率40%以上であること。〔窓部分に紙を使用している場合は、窓部分には適用しない。〕 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。
けい紙	【判断の基準】
起案用紙	古紙配合率70%以上であること。
ノート	塗工されているものについては塗工量が両面で30 g / m <sup>2</sup> 以下であること、また、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。



タックラベル	【配慮事項】 水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
インデックス	
付箋紙	
黒板拭き	
ホワイトボード用 レーザー	
額縁	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
缶・ボトルつぶし 機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付 型・首下げ型）	

- 備考) 1 「ステープラー」には、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「のり（液状）」及び「のり（澱粉のり）」には、補充用品を含む。
- 3 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
- 4 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。
- 5 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 6 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 7 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

## (2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

#### 4. 機器類

##### (1) 品目及び判断の基準等

いす  机  棚  収納用什器（棚以外）  ロ - パ - ティション  コートハンガー  傘立て  掲示板  黒板  ホワイトボード	<p><b>【判断の基準】</b>          金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。          プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。          木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。          また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/l以下であること。          紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>          修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。          製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---	--

備考) 1 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 機器類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

##### (2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5 . O A 機器

5 - 1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>コピー機</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>&lt; 共通事項 &gt; 古紙配合率 100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>&lt; 個別事項 &gt; コピー機 ア．コピー機（毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。） イ．大判コピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>複合機 複合機（大判複合機を除く。）にあつては表 4 に示された区分ごとの基準、大判複合機にあつては表 5 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機 ア．拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあつては表 6 に示された区分ごとの基準、それ以外のもの（毎分 86 枚以上の複写が可能なものを除く。）にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。） イ．拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 7 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b> カートリッジ方式の場合、使用済カートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p>
--	--

備考) 1 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2 サイズ又は 17" × 22" サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表1 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度(CPM：1分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面コピー機能
	A 4 機	B 4 機	A 3 機	A 3 Y 機	
0 < CPM 10	11		19	27	推奨
10 < CPM 20			55	77	
20 < CPM 30		85	99	139	必須
30 < CPM 40	88	108	125	175	
40 < CPM 50	123	151	176	246	
50 < CPM 60	144	176	205	287	
60 < CPM 70	180	221	257	383	
70 < CPM 80	200	246		433	
80 < CPM 85	258	317	369	483	

- 備考) 1 「A 4 機」、「B 4 機」、「A 3 機」及び「A 3 Y 機」とは、それぞれ A 4 版の短辺、B 4 版の短辺、A 3 版の短辺及び A 3 版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とは、A 4 版普通紙へ連続複写を行った場合の 1 分当たりのコピー枚数をいう。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表 2 について同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表 2 について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表 2 について同じ。
- 6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく通商産業省告示第 193 号（平成 11 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準（表1「」印部分）

コピー速度 (CPM:1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモー ド への 移行時間	両面コピ ー機能
0 < CPM 20	-	-	-	5W	30分	推奨
20 < CPM 44	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒	15W	60分	必須
44 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分	必須

- 備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表3について同じ。
- 両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズ用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズ用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- A2サイズ用紙は、コピー枚数を4倍すること。
- A1サイズ用紙は、コピー枚数を8倍すること。
- A0サイズ用紙は、コピー枚数を16倍すること。

- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表3から7について同じ。
- 3 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表3、6及び7について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタートプログラム制度運用細則別表第2による。以下表3から7について同じ。
- 5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表3、6及び7について同じ。

表3 大判コピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM:1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
0 < CPM 40	-	-	-	10W	30分
40 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分

表4 複合機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの出 力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	25W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	70W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒	80W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	95W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	120分	必須

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度における1分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)をいう。以下表5から7について同じ。

両面の画像出力については出力枚数を2枚と計算する。複写速度と印刷速度が異なる場合は、いずれか速いものとする。

一画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズ用紙に、各辺からの余白を1インチ(2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を一行とした白黒画像とする。

- 2 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5から7について同じ。

- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表6について同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表6について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表6について同じ。
- 6 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5について同じ。
- 7 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5から7について同じ。

表5 大判複合機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
0 < IPM 40	-	-	70W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	90分

表6 拡張性のあるデジタルコピー機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	5W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	5W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒	15W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	120分	必須

表7 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
0 < IPM 40	-	-	65W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 45\text{W}$	-	100W	90分

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 5 - 2 電子計算機

### (1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	<p><b>【判断の基準】</b> 表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 使用済製品（使用済二次電池を含む。）の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

備考) 1 電子計算機のうち次のいずれかに該当するものは、「電子計算機」に含まれないものとする。

演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

複合理論性能が1秒につき1万メガ演算以上のもの

100以上のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの

入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの

複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの

専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)



表 電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率の基準

区 分			基準エネルギー消費効率	
電子計算機の種別	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量		
サーバ型電子計算機	32 本以上		21	
	16 本以上 32 本未満		3.6	
	8 本以上 16 本未満	16 ギガバイト以上		2
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満		2
		4 ギガバイト未満		1.4
	4 本以上 8 本未満	16 ギガバイト以上		1.8
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満		0.41
		4 ギガバイト未満		0.41
	4 本未満	16 ギガバイト以上		1.8
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満		0.41
2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満			0.29	
2 ギガバイト未満			0.28	
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2 本以上 4 本未満	2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.19	
		1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.19	
		1 ギガバイト未満	0.16	
	2 本未満	2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.19	
		1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.12	
	1 ギガバイト未満	0.043		
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの			0.0065	

備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 「入出力用信号伝送路本数」とは、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路（当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む。）から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のものうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの（グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む。）であって、主記憶容量が4ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

4 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて電力線から電力供給を受けることなくしに使用され得るものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第194号（平成11年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

### 5 - 3 プリンタ等

#### (1) 品目及び判断の基準等

<p>プリンタ</p> <p>プリンタ/ファクシミリ兼用機</p>	<p><b>【判断の基準】</b>            プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。ただし から までを除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。            カラープリンタ（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。            A3サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタにあつては、表3に示された基準を満たすこと。            大判プリンタにあつては、表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。            古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>            使用済みのインク又はトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。            使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。            分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。            再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。            紙の使用量を削減できる機能を有すること。            製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------------------------------	---

- 備考) 1 「大判プリンタ」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙に対応するものをいう。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 【判断の基準】 ~ において2000年10月31日までに出荷を開始した製品については、表5に示された基準を満たすこと。

表1 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM 20	15分	20W
20 < PPM 30	30分	30W
30 < PPM 44	60分	40W
44 < PPM	60分	75W

備考) 1 「印刷速度」とは、1分当たりの印刷枚数(PPM)をいう。以下表2、4及び5について同じ。

大判プリンタを除くプリンタについては、A4サイズの内紙における印刷速度とする。また、大判プリンタについては、当該機器の最大サイズの1分当たりの印刷枚数を次のようにA4サイズの内紙の印刷枚数に換算して印刷速度を算定する。

A2サイズの内紙は、印刷枚数を4倍すること。

A1サイズの内紙は、印刷枚数を8倍すること。

A0サイズの内紙は、印刷枚数を16倍すること。

- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下、表2から5についても同じ。
- 3 「応答指令」とは、ユーザーによる外部入力等で製品を低電力モード移行前と同一の状態に戻す指令をいう。ただし、ネットワークのポーリング指令は含まない。以下表2から5について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成13年3月30日平成13・03・23資第5号)別表第2による。以下表2から5について同じ。
- 5 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。以下表2から5について同じ。
- 6 ネットワーク上で使用できる機能が含まれる場合は、ネットワークに接続された状態で、表の基準に適合していなければならない。また、ネットワーク上で低電力モードになっても、製品に対する応答指令に答える機能が保持されていなければならない。以下表2から5について同じ。
- 7 20PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、モノクロ熱転写方式並びにインクジェット方式を含むものとする。

表2 カラープリンタに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 20	60分	45W
20 < PPM	60分	70W

備考) 10PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、カラー電子写真方式、カラー熱転写方式を含むものとする。ただし、カラーインクジェット方式は除くものとする。

表3 A3サイズの内紙に対応するインパクト式プリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
30分	28W

備考) 2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に2Wを加えることができるものとする。

表4 大判プリンタに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 40	30分	65W
40 < PPM	90分	100W

表5 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準【2000年10月31日以前】

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 7	15分	15W
7 < PPM 14	30分	30W
14 < PPM, 及びハイエンドカラープリンタ	60分	45W

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 5 - 4 ファクシミリ

### (1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	<p><b>【判断の基準】</b> 表に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 使用済トナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------	---

備考) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ファクシミリに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM	5分	15W

- 備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。
- 3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

### (2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 5 - 5 スキャナ

### (1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	<p><b>【判断の基準】</b> 表に示された基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	---

備考) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。 )。

表 スキャナに係る移行時間等の基準

移行時間	低電力モード消費電力
15分	12W

- 備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。
- 3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

### (2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 5 - 6 磁気ディスク装置

### (1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	<p><b>【判断の基準】</b> 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	--

備考) 1 磁気ディスク装置のうち次のいずれかに該当するものは、「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

記憶容量が1ギガバイト以下のもの

ディスクの直径が40mm以下のもの

最大データ転送速度が1秒につき3,200メガバイトを超えるもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 磁気ディスク装置に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 25.6)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 26.7)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 27.2)$
	ディスクサイズが40mm超75mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 25.6)$
	ディスクサイズが40mm超75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 26.7)$
	ディスクサイズが40mm超75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 27.6)$
サブシステム	データ転送速度が毎秒160メガバイト超のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 17.1)$
	データ転送速度が毎秒160メガバイト以下のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 17.2)$

- 備考) 1 基準エネルギー消費効率算定式中のNは、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。
- 2  $\ln$ は底をeとする対数を表す。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第195号(平成11年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。



## 5 - 7 ディスプレイ

### (1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	<p><b>【判断の基準】</b> 表に示された基準を満たすこと。 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることを。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------	---

備考) 1 「ディスプレイ」とは、電子計算機の表示装置として使用する標準的なディスプレイを対象とする。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 ディスプレイに係る低電力モード消費電力等の基準

低電力モード消費電力	ディープスリープモード消費電力
15W	8W

備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態をいう。

2 「ディープスリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き動作が行われなかった場合、自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。

3 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。

4 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後に低電力モードを経ず、直接ディープスリープモードに移行してもよい。

### (2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 5 - 8 シュレッダー

### (1) 品目及び判断の基準等

シュレッダー	<p><b>【判断の基準】</b> 待機電力（ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。</p>
--------	---

備考) 1 シュレッダーのうち次のいずれかに該当するものについては、「シュレッダー」に含まれないものとする。

裁断モーターの出力が500W以上のもの

裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。
- 4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

表 シュレッダーに係るその裁断モーターの出力等の区分ごとの待機電力の基準

区分		待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力）
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W 未満	有 / 無	< 2.5W
100W 以上 500W 未満	有	< 3.0W
	無	< 2.0W

備考) 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。

2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

3 低電力モード又はオフモードへの以降時間は出荷時に10分以下にセットする。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 6. 家電製品

### 6-1 電気冷蔵庫等

#### (1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	<b>【判断の基準】</b> 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。  <b>【配慮事項】</b> 冷媒及び断熱材発泡剤に地球温暖化影響の小さい物質が使用されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

備考) 1 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫のうち次のいずれかに該当するものは、「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

熱電素子を使用するもの

業務の用に供するために製造されたもの

吸収式のもの

電気冷凍庫のうち横置き型のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 電気冷蔵庫等に係る年間消費電力量算定式

区 分		年間消費電力量算定式
電気冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	$E=0.427(\text{kWh}/\text{年}\cdot\text{l})$
	冷気強制循環方式のもの	$\times V_{\text{adj}}(\text{l})+178(\text{kWh}/\text{年})$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	$E=0.281(\text{kWh}/\text{年}\cdot\text{l})$
	冷気強制循環方式のもの	$\times V_{\text{adj}}(\text{l})+353(\text{kWh}/\text{年})$
電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	$E=0.433(\text{kWh}/\text{年}\cdot\text{l})$
	冷気強制循環方式のもので特定技術を使用したもの	$\times V_{\text{adj}}(\text{l})+320(\text{kWh}/\text{年})$
	冷気強制循環方式のもので上段以外のもの	$E=0.507(\text{kWh}/\text{年}\cdot\text{l})$ $\times V_{\text{adj}}(\text{l})+147(\text{kWh}/\text{年})$ $E=0.433(\text{kWh}/\text{年}\cdot\text{l})$ $\times V_{\text{adj}}(\text{l})+340(\text{kWh}/\text{年})$

備考) 1 E及びVは、次の数値を表す。

E：年間消費電力量（kWh/年）

V<sub>adj</sub>：調整内容積（単位：l）

冷凍室がスリスター室タイプ(平均冷凍負荷温度が-18 以下)の電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫にあつては、次式によって求めた数値

$$V_{adj}=2.15 \times V (\text{冷凍室の定格内容積}) + V (\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$$

冷凍室がツースター室タイプ(平均冷凍負荷温度が-12 以下)の電気冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$$V_{adj}=1.85 \times V (\text{冷凍室の定格内容積}) + V (\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$$

冷凍室がワンスター室タイプ(平均冷凍負荷温度が-6 以下)の電気冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$$V_{adj}=1.55 \times V (\text{冷凍室の定格内容積}) + V (\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$$

- 2 「特定技術」とは、インバーター技術及び真空断熱技術をいう。
- 3 年間消費電力量の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第704号(平成11年12月22日)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及電気冷凍冷蔵庫の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 6 - 2 テレビジョン受信機

### (1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	<p><b>【判断の基準】</b> 次のいずれかの要件を満たすこと。 液晶テレビであること。 液晶テレビ以外のテレビジョン受信機にあっては、表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------	--

備考) 1 「液晶テレビ以外のテレビジョン受信機」はブラウン管を有するものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

産業用のもの

デジタル放送受信機内蔵のもの

インターネット機能内蔵のもの

デジタルバーサタイルディスク内蔵のもの

フロッピーディスクドライバー内蔵のもの

水平周波数が33.8キロヘルツを超えるマルチスキャン対応のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 テレビジョン受信機に係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

テレビジョン受信機の形態	区 分 機能	基準エネルギー消費効率算定式
ブラウン管の偏向角度が100度以下のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	VTR内蔵のもの以外	$E_{ij}=2.5S+32$
	VTR内蔵のもの	$E_{ij}=2.5S+60$
ブラウン管の偏向角度が100度超のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	VTR内蔵のもの以外	$E_{ij}=5.1S-4$
	VTR内蔵のもの	$E_{ij}=5.1S+24$
ワイドテレビ	VTR内蔵のもの以外であって付加機能がないもの	$E_{ij}=5.1S-11$
	VTR内蔵のもの	$E_{ij}=5.1S+17$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を1有するもの	$E_{ij}=5.1S+6$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を2有するもの	$E_{ij}=5.1S+13$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を3有するもの	$E_{ij}=5.1S+59$

倍速走査方式のものうちハイビジョンテレビ		$E_M=5.5S+72$
倍速走査方式のものうちハイビジョンテレビ以外のもの		$E_M=5.5S+41$

備考) 1 「VTR」とは、ビデオテープレコーダーをいう。

2 「ワイドテレビ」とは、通常走査方式(走査線数 525 本のもの)であって、画面の横縦比が 16:9 のテレビをいう。

3 「倍速走査方式のもの」とは、通常走査方式以外のテレビをいう。

4 「付加機能」とは、2 チューナー 2 画面分割機能、文字多重放送受信機能及び MUSE - NTSC コンバータをいう。

5 「ハイビジョンテレビ」とは、走査線数 1,125 本であって、画面の横縦比が 16:9 のテレビのうち、MUSE デコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

6  $E_M$  及び  $S$  は次の数値を表すものとする。

$E_M$ : 基準エネルギー消費効率(単位 kW 時)

$S$ : 受信機型サイズ(ブラウン管の対角外形寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。)

7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 192 号(平成 11 年 3 月 31 日)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

8 表の基準は、フラット型ブラウン管(ブラウン管表面の中心と周辺部間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が 0.5% 以下のもの(ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス 5 mm 以内のこと。))を使用したテレビ(倍速走査方式のものを除く。)について準用する。

この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、ブラウン管の偏向角度が 100 度以下のもの(ワイドテレビを除く。)及びワイドテレビにあっては 10 を、ブラウン管の偏向角度が 100 度超のもの(ワイドテレビを除く。)にあっては 25 をそれぞれ当該算定式の右辺に加えた式として取り扱うものとする。

## (2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 6 - 3 ビデオテープレコーダー

### (1) 品目及び判断の基準等

ビデオテープレコーダー	<p><b>【判断の基準】</b> 表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------------	--

備考) 1 「ビデオテープレコーダー」は交流の電路に使用されるものに関し、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

産業用のもの

音声及び映像に係る電気信号をデジタル方式により処理する構造のもの

走査線数が1,125本以上の映像に係る電気信号を処理する構造のもの

再生機能のみを有する構造のもの

デジタル放送受信機内蔵のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 ビデオテープレコーダーに係る基準エネルギー消費効率の基準

区 分	基準エネルギー消費効率
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.5
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有しないもの	2.0
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.2
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有しないもの	1.7

備考) 1 表の基準は、ビデオテープの作動装置を複数有するものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率は、それぞれ当該数値に1.6を乗じた数値として取り扱うものとする。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第196号（平成11年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。



(2) 目標の立て方

当該年度のビデオテープレコーダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 7. エアコンディショナー等

### 7-1 エアコンディショナー

#### (1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	<p><b>【判断の基準】</b> 冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表1に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表2に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------------	---

備考) 1 エアコンディショナーのうち次のいずれかに該当するものについては、「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

冷房能力が28kWを超えるもの

水冷式のもの

圧縮用電動機を有しない構造のもの

電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

スポットエアコンディショナー

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

室外測熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの

冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

高气密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷暖房平均エネルギー消費効率の基準

区 分		基準冷暖房平均 エネルギー消費 効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	5.27
	2.5kW 超 3.2kW 以下	4.90
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.65
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.17
	7.1kW 超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	3.96
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.96
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.20
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.12
	7.1kW 超	3.06
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	3.02
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.02
	7.1kW 超	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	4.12
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	3.07

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表2について同じ。

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表2について同じ。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第190号(平成11年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2について同じ。

表2 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷房エネルギー消費効率の基準

区 分		基準冷房エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	3.64
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.64
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.08
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.91
	7.1kW 超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	2.88
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.85
	7.1kW 超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	2.72
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.71
	7.1kW 超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	3.23
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	2.47

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 7 - 2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

### (1) 品目及び判断の基準等

<p>ガスヒートポンプ式冷暖房機</p>	<p><b>【判断の基準】</b>            一次エネルギー換算成績係数が、1.08を下回らないこと。            冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b>            分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。            再生プラスチック材が多く使用されていること。            製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------------	--

備考) 1 「ガスヒートポンプ式冷暖房機」の判断の基準は、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものを対象とする。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

3 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については次式により、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力（単位 kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位 kW）

Eec：冷房消費電力（単位 kW）を 1kWh につき 10,250kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位 kW）

Ch：暖房標準能力（単位 kW）

Egh：暖房ガス消費量（単位 kW）

Eeh：暖房消費電力（単位 kW）を 1kWh につき 10,250kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位 kW）

4 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、日本工業規格 B 8627-2 又は B8627-3 の規定する方法により測定する。

5 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする

### (2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 8 . 照明

### 8 - 1 蛍光灯照明器具

#### (1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。          Hfインバータ方式器具であること。          表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。          製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------	---

備考) 蛍光灯照明器具のうち次のいずれかに該当するものは、「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

防爆型のもの

耐熱型のもの

防じん構造のもの

耐食型のもの

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

40形未満の蛍光灯を使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。)

表 蛍光灯照明器具に係るその区分ごとの基準エネルギー消費効率の基準

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの	79.0
2 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの	71.0
3 直管形 40 形スタータ形蛍光灯を用いるもの	60.5
4 直管形 20 形スタータ形蛍光灯を用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形 20 形スタータ形蛍光灯を用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光灯を用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光灯を用いた卓上スタンド	61.5

備考 1 「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの」は、96 形コンパクト形蛍光灯を用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯を用いるものを含む。

- 2 「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
- 3 「ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格 C 7601 付表 1 に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあつては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。
- 4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 191 号（平成 11 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度の蛍光灯照明器具の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 8 - 2 蛍光管

### (1) 品目及び判断の基準等

<p>蛍光管 (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)</p>	<p><b>【判断の基準】</b> 次のいずれかの要件を満たすこと。 高周波点灯専用形（H f）であること。 ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で 80lm/W 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 R a が 80 以上であること。 ウ．管径は 32.5（±1.5）mm 以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ．定格寿命は 10,000 時間以上であること。</p>
---------------------------------------	---

### (2) 目標の立て方

当該年度の蛍光管(直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)の調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。



## 9 . 自動車等

### 9 - 1 自動車

#### (1) 品目及び判断の基準等

自動車	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 燃料電池自動車 ガソリン車</p> <p>ア．乗用車にあつては、「低公害車等排出ガス技術指針（平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知。以下「技術指針」という。）」の指針値が確保されるように考慮して定められている「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準に適合し、かつ、表1に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表4に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>ディーゼル車</p> <p>ア．乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表2に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表5に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>LPガス車</p> <p>ア．乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表6に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が削減されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生材が多く使用されていること。</p>
-----	--

備考) 1 「自動車」の判断の基準は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち から については二輪車を、 から については二輪車及び重量車を除く。）を対象とする。

- 2 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。))  
であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。)については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準の75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの基準を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には判断の基準、又はの自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	21.2km/l以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/l以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/l以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/l以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/l以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/l以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/l以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/l以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/l以上

表2 ディーゼル乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が1,016kg未満	18.9km/l以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/l以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/l以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/l以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/l以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/l以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/l以上

表3 LPガス乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	16.6km/l以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.7km/l以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	14.0km/l以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.5km/l以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	10.2km/l以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	8.2km/l以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	7.0km/l以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	6.1km/l以上
車両重量が2,266kg以上	5.0km/l以上

表4 ガソリン貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2km/l以上
			構造 B	17.0km/l以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	18.0km/l以上
			構造 B	16.7km/l以上
		828kg以上		15.5km/l以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造 A
	構造 B			16.2km/l以上
	703kg以上 828kg未満		構造 A	16.5km/l以上
	構造 B	15.5km/l以上		
828kg以上		14.9km/l以上		
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/l以上
		1,016kg以上		15.7km/l以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/l以上
		1,016kg以上		13.8km/l以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	14.5km/l以上
			構造 B	12.3km/l以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/l以上
	1,516kg以上		9.3km/l以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	12.5km/l以上
			構造 B	11.2km/l以上
1,266kg以上		10.3km/l以上		

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表5及び6について同じ。

最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

2 「構造 B」とは、構造 A以外の構造をいう。以下表5及び6について同じ。

表5 ディーゼル貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式			17.7km/l以上	
	手動式以外のもの			15.1km/l以上	
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	17.4km/l以上	
			構造 B	14.6km/l以上	
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/l以上	
		1,516kg以上		12.5km/l以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満		構造 A	14.5km/l以上
				構造 B	12.6km/l以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/l以上	
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8km/l以上	
	1,766kg以上		9.9km/l以上		

表6 LPガス貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	15.8km/l以上	
			構造 B	13.3km/l以上	
		703kg以上 828kg未満	構造 A	14.1km/l以上	
		構造 B	13.1km/l以上		
		828kg以上		12.1km/l以上	
	手動式以外のもの	703kg未満		構造 A	14.8km/l以上
				構造 B	12.7km/l以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	12.9km/l以上	
	構造 B	12.1km/l以上			
	828kg以上		11.7km/l以上		
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/l以上	
		1,016kg以上		12.3km/l以上	
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/l以上	
		1,016kg以上		10.8km/l以上	
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	11.3km/l以上	
			構造 B	9.6km/l以上	
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/l以上	
		1,516kg以上		7.3km/l以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満		構造 A	9.8km/l以上
				構造 B	8.8km/l以上
	1,266kg以上		8.1km/l以上		

## (2) 目標の立て方

一般公用車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

一般公用車以外の自動車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準の75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの基準を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

## 9 - 2 I T S 対応車載器

### (1) 品目及び判断の基準等

E T C 対応 車載器	【判断の基準】 ○ノンストップ自動料金支払いシステム（E T C）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
V I C S 対 応車載機	【判断の基準】 ○道路交通情報通信システム（V I C S）に対応し、光ビーコン、電波ビーコン及びF M多重放送の3つのメディアのいずれからも道路交通情報を受信することが可能であり、当該情報を車載モニター上に表示する装置であること。

### (2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総数（個数）とする。

## 10 . 制服・作業服

### (1) 品目及び判断の基準等

制服  作業服	<p><b>【判断の基準】</b> 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</p>
---------------	--

備考) 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

### (2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した制服及び作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。



## 11. インテリア・寝装寝具

### 11-1 カーテン

#### (1) 品目及び判断の基準等

カーテン	<p><b>【判断の基準】</b> 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</p>
------	---

備考) 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

#### (2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテンの調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

## 11 - 2 カーペット

### (1) 品目及び判断の基準等

織じゅうたん  ニードルパンチカーペット	<p><b>【判断の基準】</b> 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</p>
----------------------------	--

備考) 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンスター等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

### (2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した織じゅうたん及びニードルパンチカーペットの調達総量（ $m^2$ ）に占める基準を満たす物品の数量（ $m^2$ ）の割合とする。

### 11-3 毛布等

#### (1) 品目及び判断の基準等

毛布	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</p>
ふとん	<p>【判断の基準】 ふとん側地又は中わたに使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ふとん側地又は中わたの繊維重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

#### (2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布又はふとんの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(枚数)に占める基準を満たす物品の各品目ごとの数量(枚数)の割合とする。

## 11-4 ベッド

### (1) 品目及び判断の基準等

<p>ベッドフレーム</p>	<p><b>【判断の基準】</b>          金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。          プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。          木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/l以下であること。          紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること</p> <p><b>【配慮事項】</b>          修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。          製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>マットレス</p>	<p><b>【判断の基準】</b>          主要部品（フェルト類を除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、主要繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。          フェルト類に使用される繊維は全て未利用繊維であること。          材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。          ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b>          修理が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。          製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 ベッドフレーム及びマットレスのうち、医療用、介護用等特殊な用途のものについては「ベッドフレーム」及び「マットレス」に含まれないものとする。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣料等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生利用したものをいう。

4 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

5 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合には、それぞれの部分が上記の基準を満足すること。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

## 12. 作業手袋

### (1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	<p><b>【判断の基準】</b> 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体（すべり止めの塗布加工が施されている場合は塗布部分を除く。）重量比で50%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、未利用繊維が使用されていること（手首のオーバーロック、ゴム系及びすべり止め塗布加工部分を除く。）。</p>
------	--

備考) 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

### (2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

### 13. その他繊維製品

#### 13-1 テント・シート類

##### (1) 品目及び判断の基準等

集会用テント	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分の全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ブルーシート	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 「再生ポリエチレン」とは、製品として使用された後に廃棄されたポリエチレン及び製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

##### (2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の各品目ごとの数量（点数）の割合とする。

## 13 - 2 防球ネット

### (1) 品目及び判断の基準等

防球ネット	<p><b>【判断の基準】</b> 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又はポリエチレン繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。 ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	--

備考） 「再生ポリエチレン」とは、製品として使用された後に廃棄されたポリエチレン及び製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

### (2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又はポリエチレン繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。



## 14. 設備

### (1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
太陽熱利用システム	<p>【判断の基準】 給湯用又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
燃料電池	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
生ゴミ処理機	<p>【判断の基準】 バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等再生利用されるものであること。</p>

### (2) 目標の立て方

太陽光発電システム又は燃料電池にあつては、当該年度における調達による各品目ごとの総設備容量（kW）とする。

太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による総集熱面積（ $m^2$ ）とする。

太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあつては、当該年度における調達による総設備容量（kW）及び総集熱面積（ $m^2$ ）とする。

生ゴミ処理機にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む）総量（台数）とする。

## 15. 公共工事

### (1) 品目及び判断の基準等

公共工事	<b>【判断の基準】</b> 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けていること。
------	--

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

### (2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表1

資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
		コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	
			再生骨材等	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
		アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
フライアッシュセメント				

		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
		園芸資材	パークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	環境配慮型道路照明	
		タイル	陶磁器質タイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
			木質系セメント板	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
		配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
	建設機械	-	排出ガス対策型建設機械	表 3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	表 4
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	

		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	目的物	高機能舗装	排水性舗装	表 5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 建設汚泥から再生した処理土であること。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉水砕スラグを使用した土工用材料であること。
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	再生骨材等	【判断の基準】 コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる銅スラグ骨材を使用した骨材であること。
アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 路盤材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 透水係数 $1 \times 10^{-2}$ cm/sec以上であること。

塗料	下塗用塗料 (重防食)	【判断の基準】 鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと。
	低揮発性有機 溶剤型の路面 標示用水性塗 料	【判断の基準】 水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。
園芸資材	バークたい肥	【判断の基準】 以下の基準を満足すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物の含有率(乾物) 70%以上</li> <li>・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下</li> <li>・陽イオン交換容量〔CEC〕(乾物) 70meq/100g以上</li> <li>・pH 5.5~7.5</li> <li>・水分 55~65%</li> <li>・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常を認めない</li> <li>・窒素全量〔N〕(現物) 0.5%以上</li> <li>・りん酸全量〔P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>〕(現物) 0.2%以上</li> <li>・加里全量〔K<sub>2</sub>O〕(現物) 0.1%以上</li> </ul>
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	【判断の基準】 製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ヒ素 0.005%</li> <li>カドニウム 0.0005%</li> <li>水銀 0.0002%</li> <li>ニッケル 0.03%</li> <li>クロム 0.05%</li> <li>鉛 0.01%</li> </ul> <p>その他の制限事項</p> <p>ア．金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>イ．植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウ．有機物の含有率(乾物) 35%以上</li> <li>エ．炭素窒素比〔C/N比〕 20以下</li> <li>オ．pH 8.5以下</li> <li>カ．水分 50%以下</li> <li>キ．窒素全量〔N〕(現物) 0.8%以上</li> <li>ク．りん酸全量〔P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>〕(現物) 1.0%以上</li> <li>ケ．アルカリ分(現物) 15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。)</li> </ul>

備考)「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用する当該肥料を含む。

道路照明	環境配慮型道路照明	<p>【判断の基準】 高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が35%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>																									
タイル	陶磁器質タイル	<p>【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い焼成しているものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>【配慮事項】 施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出が少ないこと。</p> <p>資材等からの溶出方法及び有害物質の溶出に係る基準等当該品目に係る安全性の評価の考え方について、可及的速やかに検討し取りまとめの上、判断の基準に追加することとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="603 1196 1362 2029"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="15">前処理によらず対象</td></tr> <tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr> <tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr> <tr><td>非鉄スラグ</td></tr> <tr><td>鋳物砂</td></tr> <tr><td>陶磁器屑</td></tr> <tr><td>石炭灰</td></tr> <tr><td>廃プラスチック</td></tr> <tr><td>建材廃材（汚泥を除く。）</td></tr> <tr><td>廃ゴム</td></tr> <tr><td>廃ガラス</td></tr> <tr><td>製紙スラッジ</td></tr> <tr><td>アルミスラッジ</td></tr> <tr><td>磨き砂汚泥</td></tr> <tr><td>石材屑</td></tr> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理によらず対象</td></tr> <tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材（汚泥を除く。）	廃ゴム	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材（汚泥を除く。）																											
廃ゴム																											
廃ガラス																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											

建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複層ガラスを用いたサッシであること。</li> <li>・二重サッシであること。</li> <li>・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じたドアであること。</li> </ul>
再生木質ボード	<p>パーティクルボード</p> <p>繊維板</p> <p>木質系セメント板</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）</p> <p>居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/l以下であること。</p>
断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと。</p> <p>また、再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>なお、断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、上記のほか次の条件を併せて満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で80%以上であること。</li> <li>・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で85%以上であること。</li> </ul>
照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】</p> <p>連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</p>
空調用機器	吸収冷温水機	<p>【判断の基準】</p> <p>冷房の成績係数が1.05以上であること。</p>

備考) 1 吸収冷温水機の判断の基準については、冷凍能力が25kW以上の吸収冷温水機に適用する。

2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、日本工業規格 B 8622 による。



空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 氷蓄熱槽を有していること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷房の成績係数が2.15以上であること。
-------	----------	--

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
- 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。
- 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。

氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW} \cdot \text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW} \cdot \text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW} \cdot \text{h)}}$$

氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当り平均負荷率（時間当りのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合）を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
- 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件

単位：

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	-
	定格冷房蓄熱	-	-	25	-

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表2 温度条件

単位：

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	-
	定格冷却蓄熱	25	-

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。

- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	<b>【判断の基準】</b> 一次エネルギー換算成績係数が1.10以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
-------	--------------------	--

備考) 1 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の判断の基準については、定格冷房能力が28kW以上のガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に適用する。

- 2 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式により定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

C<sub>c</sub>：冷房標準能力（単位 kW）

E<sub>gc</sub>：冷房ガス消費量（単位 kW）

E<sub>ec</sub>：冷房消費電力（単位 kW）を1 kWhにつき10,250 kJとして1次エネルギーに換算した値（単位 kW）

C<sub>h</sub>：暖房標準能力（単位 kW）

E<sub>gh</sub>：暖房ガス消費量（単位 kW）

E<sub>eh</sub>：暖房消費電力（単位 kW）を1 kWhにつき10,250 kJとして1次エネルギーに換算した値（単位 kW）

- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、日本工業規格B8627-2又はB8627-3の規定する方法に準拠して測定する。

- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管	<b>【判断の基準】</b> ○建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であつて、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。  <b>【配慮事項】</b> ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
-----	---------------	---

備考)「排水用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物屋内外の排水用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。
	自動洗淨装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 洗淨水量が4l/回以下であり、また、使用状況により、洗淨水量を制御すること。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																																																						
排出ガス対策型建設機械	<p>【判断の基準】                      搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1" data-bbox="435 562 1347 779"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位) 出力区分</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5～15kW 未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15～30kW 未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30～272kW 以下</td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																		
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																			
7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50																																																			
15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50																																																			
30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																																			
低騒音型建設機械	<p>【判断の基準】                      建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表2)</p> <table border="1" data-bbox="416 992 1366 2054"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>機関出力 (kW)</th> <th>騒音基準値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P &lt; 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P &lt; 103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バックホウ</td> <td>P &lt; 55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 P &lt; 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P &lt; 206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ドラグライン クラムシェル</td> <td>P &lt; 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P &lt; 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P &lt; 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>P &lt; 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P &lt; 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>P &lt; 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P &lt; 103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 P &lt; 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>パイプロハンマー</td> <td></td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機</td> <td>P &lt; 55</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>55 P &lt; 103</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table>	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P < 55	102	55 P < 103	105	103 P	105	バックホウ	P < 55	99	55 P < 103	104	103 P < 206	106	206 P	106	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100	55 P < 103	104	103 P < 206	107	206 P	107	トラクターショベル	P < 55	102	55 P < 103	104	103 P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	55 P < 103	103	103 P < 206	107	206 P	107	パイプロハンマー		107	油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98	55 P < 103	102	103 P	104
機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)																																																					
ブルドーザー	P < 55	102																																																					
	55 P < 103	105																																																					
	103 P	105																																																					
バックホウ	P < 55	99																																																					
	55 P < 103	104																																																					
	103 P < 206	106																																																					
	206 P	106																																																					
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100																																																					
	55 P < 103	104																																																					
	103 P < 206	107																																																					
	206 P	107																																																					
トラクターショベル	P < 55	102																																																					
	55 P < 103	104																																																					
	103 P	107																																																					
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100																																																					
	55 P < 103	103																																																					
	103 P < 206	107																																																					
	206 P	107																																																					
パイプロハンマー		107																																																					
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98																																																					
	55 P < 103	102																																																					
	103 P	104																																																					

	アースオーガー		P < 55	100
		55	P < 103	104
		103	P	107
	オールケーシング掘削機		P < 55	100
		55	P < 103	104
		103	P < 206	105
		206	P	107
	アースドリル		P < 55	100
		55	P < 103	104
		103	P	107
	さく岩機（コンクリートブ レーカー）			106
	ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー		P < 55	101
		55	P	104
コンクリートポンプ（車）		P < 55	100	
	55	P < 103	103	
	103	P	107	
コンクリート圧碎機		P < 55	99	
	55	P < 103	103	
	103	P < 206	106	
	206	P	107	
アスファルトフィニッシ ャー		P < 155	101	
	55	P < 103	105	
	103	P	107	
コンクリートカッター			106	
空気圧縮機		P < 55	101	
	55	P	105	
発動発電機		P < 55	98	
	55	P	102	

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 施工現場で発生する建設汚泥を、現場内再生利用を目的として高圧プレス処理により盛土材等へ再生する工法又は固化材添加により流動化処理土へ再生する工法であること。 固化材を使用する場合、再生処理土からの有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。
舗装（表層）	路上表層再生工法	【判断の基準】 既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置で表層を再生する工法であること。

備考) 専用機械を利用した連続施工が可能である現場において使用するものとする。

舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。
--------	----------	--

備考) 舗装計画交通量1000（単位：1日につき台）未満の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。
--------	-----------------------	--

表5【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
高機能舗装	排水性舗装	<b>【判断の基準】</b> 雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

高機能舗装	透水性舗装	<b>【判断の基準】</b> 雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。
-------	-------	--

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	<b>【判断の基準】</b> 植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。  <b>【配慮事項】</b> 屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。
------	------	---

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

## 16. 役務

### 16-1 省エネルギー診断

#### (1) 品目及び判断の基準

省エネルギー診断	<b>【判断の基準】</b> 省エネルギー診断の具体的項目に応じて、表1の技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者又はこれらの者を使用する法人が、他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等の稼働状況並びにエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修及び運用改善について表2の内容を含む提案を行うものであること。
----------	---

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士（熱、電気）
建築設備士

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

#### (2) 目標の立て方

当該年度に調達する省エネルギー診断の総件数及び対象となりうる施設等の具体的範囲を示すこととする。



## 16 - 2 印刷

### (1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p><b>【判断の基準】</b> 印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙を使用していること。（ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。） オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系などの溶剤を含む）のみを用いる印刷用インキを使用していること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を抑制していること。 古紙再生の阻害要因となる物質の使用を抑制していること。</p>
----	---

備考) 1 「印刷」の判断の基準は、報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷を対象とする。

2 「芳香族成分」とは、日本工業規格 K2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

### (2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

### 16 - 3 食堂

#### (1) 品目及び判断の基準等

食堂	<p><b>【判断の基準】</b> 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等再生利用されるものであること。 生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理すること。</p>
----	--

#### (2) 目標の立て方

当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする。

## 16 - 4 自動車専用タイヤ更生

### (1) 品目及び判断の基準等

自動車専用 タイヤ更生	<p><b>【判断の基準】</b> 第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化及び走行時の静粛性の確保に配慮していること。 製品の製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------	---

### (2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生（自動車整備の一部として調達されるものを含む。）の総件数とする。

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100 8975 東京都千代田区霞ヶ関1 2 2

担当：藤塚、佐藤、田代

TEL : 03-3581-3351 (Ext. 6270)

FAX : 03-3580-9568 E-MAIL : [gpl@env.go.jp](mailto:gpl@env.go.jp)

HOME PAGE

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>